

# 特定教育・保育施設等の 運営について

青森市こども未来部子育て支援課

令和7年度特定教育・保育施設等  
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

特定教育・保育及び特定地域型保育の提供や給付費等の請求に当たり、特に注意いただきたい事項をお知らせします。

# 1 施設型給付費等について

## (1) 令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ① 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

○ 3歳児の年齢別配置基準について、20:1も認める経過措置期間が、「当分の間」から「令和9年度末まで」に変更される予定。

国資料抜粋

- 3歳児に係る職員配置については、平成27年度から、20:1から15:1に改善した場合の加算措置を設けるとともに、令和6年度からは、4・5歳児の職員配置の改善（30:1から25:1へ改善）とあわせて、年齢別配置基準を20:1から15:1に改正し、改善を進めているところ。
- 同配置基準については、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする（改正前の20:1の配置も認める）経過措置を設けているところ、3歳児に係る職員配置の状況について、15:1以上としている施設の割合が、基準改正時（令和6年3月）は94.3%であったところ、令和7年7月には97.2%まで上昇している状況を踏まえ、配置改善を一層進めるため、当該経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
令和6年3月時点	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%
令和6年7月時点	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%
令和7年7月時点	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

### ② 学級編成調整加配の見直し（幼稚園・認定こども園（教育標準時間認定））

○ 加配が可能な施設の要件について、現行の「36人以上」の下限が「31人以上」に改定される予定。

1

施設型給付費等についてです。

令和8年度の公定価格について、現時点で国が示している項目をご説明します。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

1点目として、3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直しです。  
3歳児の年齢別配置基準については、令和6年度に20:1から15:1に改正されたところ、保育士等の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間20:1も認める経過措置が設けられているところですが、その経過措置期間が、「当分の間」から「令和9年度末まで」に変更される予定です。

2点目として、学級編成調整加配の見直しです。加配が可能な施設の要件について、現行の「36人以上」の下限が「31人以上」に改定される予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ③定員21～40人の保育所等の調理体制の充実（保育所・認定こども園）

- 基本分単価に、非常勤調理員1名分の費用が含まれる予定。  
非常勤調理員1名の配置が必要。

国資料抜粋

- 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。
- なお、積算上は、週5日（平日）に、1日当たり4時間の配置をするものとする。

### 留意事項通知

現行	見直し後
別紙2（保育所（保育認定2・3号）  II 基本部分 (2) 基本分単価に含まれる職員構成 (イ) その他 (ii) 調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）(注)  (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	別紙2（保育所（保育認定2・3号）  II 基本部分 (2) 基本分単価に含まれる職員構成 (イ) その他 (ii) 調理員等 利用定員20人以下の施設は1人、40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤(注1)）、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）(注2)  (注1) 週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。 (注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2

3点目として、定員21～40人の保育所等の調理体制の充実です。基本分単価に非常勤調理員1名分の費用が含まれる予定です。該当する施設は非常勤調理員1名の配置が必要となります。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## (1) 令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ④「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

○安全計画を策定していない場合や、計画を実施していない場合、  
令和8年7月から委託費・給付費が減算される予定。

国資料抜粋

- 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
  - 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月とする。
- ※ 保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に定める、訓練・研修の実施（第2項）保護者等への周知（第3項）、安全計画の見直し（第4項）ごとに、実施の有無を判断する。

### 適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A			○																					
施設B																								
施設C																								

3

4点目として、「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設です。安全計画を策定していない場合や、計画を実施していない場合、令和8年7月から委託費・給付費が減算される予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ⑤施設機能強化推進費加算の充実

○事業実施等の要件の廃止や、単価の見直しがされる予定。

国資料抜粋

- 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。
  - ・ **事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止**し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
  - ・ **居宅訪問型保育事業を対象に追加**。
  - ・ 単価設定について施設の規模を踏まえ、**施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整**を行う。

現行	見直し後
<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業</p>	<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、<b>居宅訪問型保育事業所</b></p>
<p>■単価 16万円（全施設・事業）</p>	<p>■単価 保育所・幼稚園・認定こども園 <b>20万円</b> その他事業所 <b>10万円</b></p>
<p>■要件</p> <p>① 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行う施設であること。</p> <p>（注1）取組の実施方法の例示 i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>（注2）取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）支出対象経費 備用品費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、金庫費（茶釜）、光熱水費、医療材料費）、役員費（通信運搬費）、旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>② 以下の事業等を複数実施すること（以下は保育所の場合の複数事業を記載） i 延長保育事業、ii 一時預かり事業（一般型）、iii 病児保育事業、iv 乳児が3人以上利用している施設、v 障害児が1人以上利用している施設</p>	<p>■要件</p> <p>① 同左（注2）の要件の額は単価の額と合わせる）。</p> <p><b>② 廃止。</b></p>

4

5点目として、施設機能強化推進費加算の充実です。事業実施等の要件の廃止や、単価の見直しがされる予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ⑥主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

- 加算の要件となる、施設が複数実施する事業等の一つとして、  
「乳児等通園支援事業」が追加される予定。
  
- 対象となる加算等
  - ・主幹教諭等専任加算（幼稚園）
  - ・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算（認定こども園）
  - ・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算（保育所）
  - ・高齢者等活躍促進加算（保育所・認定こども園（保育認定））

6点目として、主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直しです。  
記載の加算等の要件となる、施設が複数実施する事業等の一つとして、**乳児等通園支援事業が追加される予定です。**

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。

詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ⑦療育支援加算の見直し

○理学療法士等の専門職を配置等する新たな区分が設けられる予定。

国資料抜粋

- 障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。
  - ・ 専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける。  
（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。
  - ・ 取組内容として、
    - ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
    - ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用していることについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
    - ③ 障害のある子どもの家族への助言・相談支援、
    - ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（取組の必須化）。
- 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設する。
- 令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

### 単価表

#### ■幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	B：それ以外の障害児受入施設

※ 主任保育士等の代替職員を配置



療育支援加算	代替職員配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	専門職配置等	B：それ以外の障害児受入施設
		A：月60時間以上（1週に2日程度を想定）
		B：月90時間以上（1週に3日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。

※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。

#### ■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設 →

療育支援加算	A：月30時間以上（1週に1日程度を想定）
	B：月60時間以上（1週に2日程度を想定）

※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。

7点目として、療育支援加算の見直しです。理学療法士等の専門職を配置等する新たな区分が設けられる予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## (1) 令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
 詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ⑧「経営情報等の報告を行っていない場合の減算」の創設

○ここdeサーチによる経営情報の報告を行っていない場合、  
 令和8年7月から委託費・給付費が減算される予定。

国資料抜粋

- 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。
  - 減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、
    - ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
    - ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合<sup>(※)</sup>に、期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。
  - (※) 修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が経過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。
  - 減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。
- ※令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

### 適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、R7年度分の減算適用 (7月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、R8年度分の減算適用 (7月)、減算なし (12月)。  
 施設B: R7年度における報告期限 (7月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月)、R8年度分の減算適用 (7月)。  
 施設C: R8年度における報告期限 (7月)、7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月)、R8年度分の減算適用 (7月)。

7

8点目として、「経営情報等の報告を行っていない場合の減算」の創設です。ここdeサーチによる経営情報の報告を行っていない場合、令和8年7月から委託費・給付費が減算される予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

現時点で国が示している項目です。  
詳細については内容が明らかになり次第改めてお知らせします。

### ⑨保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

令和7年度の公定価格については、令和7年度人事院勧告を踏まえた国家公務員給与改定に準じ、人件費単価を+5.3%改定し、令和7年4月に遡って適用。  
⇒ 令和8年4月以降についても、+5.3%の改善が引き続き確保される予定。

9点目として、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善です。令和7年度の公定価格については、令和7年度人事院勧告を踏まえた国家公務員給与改定に準じ、人件費単価を+5.3%改定し、令和8年4月以降についても、引き続き確保される予定です。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

### ⑩ 処遇改善等加算について

#### ⑩-1（参考）処遇改善等加算の一本化について

令和7年度から一本化された処遇改善等加算の概要です。

国資料抜粋

	目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■ 認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3） 【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4）
	区分2	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を定めて設定	【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4） ■ 実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分3	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）		基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分	人勤に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	—	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	—

（※1）年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。  
（※2）経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。  
（※3）過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。  
（※4）過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

9

10点目として、処遇改善等加算についてです。令和7年度から処遇改善等加算が一本化されましたので、改めて概要をお示しします。

令和6年度までの処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）が区分1に、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）と処遇改善等加算Ⅲが区分2に、処遇改善等加算Ⅱが区分3になりました。

主な要件等は記載のとおりです。

区分2及び区分3について、毎年度申請や実績報告を提出していただきます。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （1）令和8年度の公定価格

### ⑩ 処遇改善等加算について

#### ⑩-2 処遇改善等加算区分3の研修修了要件について



○令和8年度の研修修了要件は、下記のとおりです。

●人数A 副主任保育士等 4分野以上 又は 60時間以上

●人数B 職務分野別リーダー等 1分野以上 又は 15時間以上

※当該年度中に研修修了予定の職員も4月から区分3の支給対象にすることができます。

○加算額の計算上、人数A・人数Bは4月1日時点の研修修了者数で計算します。  
 （当該年度中に研修修了予定の職員は、算定人数に含めることができません。）

※人数Aの例：人数A（基礎職員数×1/3）が6人と計算されても、4月1日時点で、4分野以上又は60時間以上の研修修了者が施設に5人しかいない場合、加算額は5人分で計算。

○加算額の配分については、研修修了予定の職員も含めることができます。

施設類型	対象研修	副主任保育士等	職務分野別リーダー等
保育所	○保育士等キャリアアップ研修※ ○園内研修（実施前に県への申請が必要）	OR8.3.31までに4分野以上	OR8.3.31までに 1分野以上
地域型保育事業所	○旧免許状更新講習（事前に市を通して県への申請が必要）	※副主任保育士は3分野以上+ マネジメント研修必須	※担当する職務分野の研修
幼稚園	○県、市町村又は大学等が実施した研修 ○県が認定した団体による研修	OR8.3.31までに60時間以上 ※園内研修を含む場合は15時間以内	OR8.3.31までに 15時間以上
認定こども園	○保育士等キャリアアップ研修※ ○園内研修 ○旧免許状更新講習	※中核リーダーは上記のうち 15時間以上のマネジメント分野 の研修必須	※担当する職務分野の研修 ※園内研修を含む場合は 4時間以内
※保育士等キャリアアップ研修のうち保育実践研修（令和2年度以降に受講したもの）は研修に含めることはできません。 ※保育士等キャリアアップ研修のうちマネジメント研修は人数Bの研修に含めることはできません。 また、令和2年度以降に受講したものは、保育所・地域型保育事業所の専門リーダーの研修に含めることはできません。 令和4年度以降に受講したものは、幼稚園・認定こども園の専門リーダーの研修に含めることはできません。			

令和8年度の処遇改善等加算区分3の研修修了要件については、

人数A副主任保育士等は4分野以上又は60時間以上、

人数B職務分野別リーダー等は1分野以上又は15時間以上となります。

加算額の計算上、人数A・人数Bは4月1日時点の研修修了者数、つまり令和8年3月31日までに研修を修了した職員数で計算します。当該年度中に研修修了予定の職員は、算定人数に含めることができませんのでご注意ください。

加算額の配分については、研修修了予定の職員も含めることができます。

対象研修およびキャリアアップ研修にかかる留意事項は記載のとおりですのでご確認ください。

# 1 施設型給付費等について（つづき）

## （2）施設型給付費等の請求書における注意点について

特に下記のような誤りが見られますので、毎月の請求書作成の際はご注意ください。お願いします。

- ・「施設及び職員の状況」の保育室等の実面積が届出の内容と異なる
- ・「職員調書」の資格が誤っている / 担当業務に記載の内容が「クラス編成表」の内容と異なっている
- ・「クラス編成表」の担任等に、産休・育休等により不在となっている職員が記載されている
- ・「請求書」の「調整額」に、前月の調整額等が残ったままとなっている

令和7年12月以降、青森市に提出いただく請求書に押印が不要となりました。  
これに伴い、施設型給付費等の請求書はメールで提出いただくことができます。  
期限までの提出にご協力をお願いいたします。

施設型給付費等の請求書における注意点についてお知らせします。特に資料に記載の4点について誤りが見られますので、毎月の請求書作成の際はご注意ください。

また、令和7年12月以降、請求書への押印が不要となり、施設型給付費等の請求書はメールで提出いただけるようになりました。

## 2 職員配置について

### (1) 年齢別職員配置基準について

#### 【年齢別配置基準】

児童の年齢	年例別配置基準	経過措置適用あり※	備考
0歳児	3人につき1人	—	
1～2歳児	6人につき1人	—	
3歳児	15人につき1人	20人につき1人	経過措置は令和9年度終了予定
4～5歳児	25人につき1人	30人につき1人	

※年齢別配置基準に従って教育・保育従事者を配置した場合、教育及び保育の提供に支障があると認められるとき

#### 【類型別基準】

施設類型	その他職員配置に係る基準
保育所	常時2人以上
小規模保育事業A型	年齢別配置基準に1を加える
保育所型認定こども園 幼稚園型認定こども園	常時2人以上
幼保連携型認定こども園	常時2人以上 園長が専任でない場合は年齢別配置基準に1を加える

12

職員配置について説明します。

年齢別職員配置基準については、子どもの年齢・人数に応じて教育・保育従事者の配置を求めるものです。

年齢別配置基準に従って教育・保育従事者を配置した場合、教育及び保育の提供に支障があると認められるときは、経過措置として3歳児は20人につき1人、4～5歳児は30人につき1人の配置も認められますが、極力本来の基準を満たすようにしてください。

3歳児の配置基準の経過措置は令和9年度で終了する予定です。

また、施設類型によって、年齢別配置基準に加えて満たすことを求められる基準もありますのでご注意ください。

## 2 職員配置について（つづき）

### （2）幼保連携型認定こども園における職員配置の特例（経過措置）

幼保連携型認定こども園の職員は、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方が必要です。経過措置として、幼稚園教諭免許又は保育士登録のいずれかしか受けていない職員を配置できる特例が設けられています。

ただし、国通知により、これらの職員は、経過措置期間中に、取得していない資格の取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に従事できることとされていますので、可能な限り早期に、幼稚園教諭免許及び保育士登録の両方を取得させるよう努めてください。

また、**副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭に関する経過措置は令和8年度末で終了となります**ので、ご注意ください。

経過措置期間中に認められている職員資格

根拠法令等	対象となる職員	本来の職員資格	経過措置期間中に認められている職員資格	期間
認定こども園法 附則第5条	主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者）	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければならない	幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者（いずれかでもよい）	○主幹保育教諭・指導保育教諭：12年間（令和8年度末） ○保育教諭・講師：15年間（令和11年度末）
市条例 附則第4条	園児の教育及び保育に直接従事する副園長又は教頭	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士登録を受けた者（いずれかでもよい）	○副園長又は教頭：12年間（令和8年度末）

※認定こども園法 … 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

市条例 … 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）

国通知 … 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

★市では、幼保連携型認定こども園が負担する下記の経費に対する補助制度を実施しておりますのでご活用ください。  
 ・幼稚園教諭免許を有しているが、保育士資格を有していない方の保育士資格取得に要する経費  
 ・保育士資格を有しているが、幼稚園教諭免許を有していない方の幼稚園教諭免許取得に要する経費  
 （詳しくは子育て支援課へご相談ください。）

13

幼保連携型認定こども園の職員は、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方が必要ですが、経過措置として、幼稚園教諭免許又は保育士登録のいずれかしか受けていない職員を配置できる特例が設けられています。

ただし、可能な限り早期に、幼稚園教諭免許及び保育士登録の両方を取得させるよう努めてください。

副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭に関する経過措置は、令和8年度末で終了となりますので、ご注意ください。

なお、市では、資格取得に係る経費に対する補助制度を実施しておりますので、子育て支援課へご相談ください。

## 2 職員配置について（つづき）

### （3）幼稚園型認定こども園における職員配置の特例（経過措置）

平成30年度以前に開設した幼稚園型認定こども園の職員配置について、令和8年度末までの期間は、経過措置により、子育て支援員や小学校教諭等を補助者等として配置することができます。

**ただし、人数等の制限があります**ので、注意してください。

また、この経過措置は、国の基準で定められた特例なので、今後、国の基準改正により特例が廃止された場合は、この経過措置も終了します。**可能な限り早期に、本来の教育・保育従事者である幼稚園教諭若しくは保育士又は両方の資格を有する者を配置してください。**

なお、当該職員を新規に雇用し配置する場合は、市への届出が必要となります。

#### 経過措置の概要

根拠法令	適用要件等	措置	人数等の制限
幼保以外基準告示 附則第3項	登園又は降園の時間帯その他園児が少数である時間帯において、年齢別配置基準により必要な職員が1人となる場合	職員のうち1人は、都道府県知事が認める者（子育て支援員等）とすることができる	常時配置が必要な2人のうち1人
同告示附則 第4項・第8項	満3歳未満の子ども及び満3歳以上の子どもの教育標準時間以外の保育に従事する者	保育士に代えて、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	これらの措置により配置する職員の総数（保育士に代えて配置する看護師等含む）は、年齢別配置基準により置くべき職員の3分の1以内
同告示附則 第5項・第8項	満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者	幼稚園教諭又は保育士に代えて、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	
同告示附則 第6項・第8項	1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の総数を超える場合	（開所時間を通じて必要となる職員総数）－（利用定員に応じて置かなければならない職員数）の範囲で都道府県知事が認める者（子育て支援員等）とすることができる	

「幼保以外基準告示」…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

14

平成30年度以前に開設した幼稚園型認定こども園の職員配置について、令和8年度末までの期間は、経過措置により、子育て支援員等を配置することができます。

**ただし、人数等に制限があります**ので、注意してください。

また、この経過措置は、国の特例が廃止された場合は終了することになりますので、可能な限り早期に、本来の教育・保育従事者である幼稚園教諭若しくは保育士又は両方の資格を有する者を配置してください。

なお、当該職員を新規に雇用し配置する場合は、市への届出が必要となりますので、子育て支援課へお問合せください。

## 2 職員配置について（つづき）

### （４）地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業）、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

一時預かり事業（一般型、幼稚園型、余裕活用型）、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業及びふれあい保育事業を実施する施設又は事業所にあつては、**各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置**してください。

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	配置数
一時預かり事業				
一般型	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に 通っていない又は在籍していない乳幼児	保育士 保育教諭 子育て支援員	年齢別配置基準 (下限2人。ただし、 保育所等との一体的 実施の場合1人)
幼稚園型Ⅰ	認定こども園 幼稚園	幼稚園又は認定こども園に在籍する1号認定の 子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	年齢別配置基準 (下限2人。ただし、 幼稚園等との一体的 実施の場合1人)
余裕活用型	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に 通っていない又は在籍していない乳幼児	保育士 保育教諭	年齢別配置基準 ※詳細はP18を参照
病児一時保育事業	市が委託する 市内4か所	小学校3年生以下の児童	保育士 看護師等	保育士：利用児童3 人につき1人以上 看護師等：利用児童 10人につき1人以上

15

地域子ども・子育て支援事業に位置付けされる一時預かり事業、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、また、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業を実施する事業所は、各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置してください。

令和8年度から、一時預かり事業（一般型）に従事する職員として「子育て支援員」の配置が可能となります。

また、令和8年度から、一時預かり事業で余裕活用型を実施することとなりました。詳細については資料18ページをご覧ください。

なお、一時預かり事業、病児保育事業を開始する場合、市の補助事業・委託事業ではなく、自主事業であっても、事業開始届が必要となります。

## 2 職員配置について（つづき）

（４）地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業）、医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	職員配置数
地域子育て支援拠点事業	市が委託する市内6か所	主として概ね3歳未満の児童及び保護者	子育ての知識と経験を有する専任の者	2人以上
医療的ケア児保育支援事業	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	集団保育が可能な1号～3号認定子どもに該当する医療的ケア児	看護師等 認定特定行為業務従事者である保育士又は保育教諭	概ね対象児童2人につき1人*
障がい児保育事業		保育所、小規模又は事業所内保育事業 ：2・3号認定子ども 幼保連携型、保育所型認定こども園 ：1～3号認定子ども 幼稚園型認定こども園 ：3号認定子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童2人につき1人*
ふれあい保育事業		障がい児保育：特別児童扶養手当の支給対象児 ふれあい保育：障害者手帳の交付を受けた児童など	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童3人につき1人*

※医療的ケア保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業のうち複数の事業を実施する場合の職員配置数  
それぞれの事業に必要な職員（みなし保育士でない看護師等を除く）の数を合算し、1人未満の端数を切上げ

16

医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業の事業を実施する場合は、保護者へ事業の趣旨を十分に説明し、了解を得たうえで実施してください。

### 3 特別保育事業について

#### (1) 医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、障がい児保育円滑化事業、ふれあい保育事業

事業名		確認書類	提出時期
1	医療的ケア児保育支援事業	対象児童の「医療的ケア実施指示書、主治医意見書」の写し	4月から実施の場合は3月末まで、5月以降実施の場合は随時、確認書類を提出。
2	障がい児保育事業	対象児童の「特別児童扶養手当証書」もしくは「特別児童扶養手当認定通知書」の写し	
3	障がい児保育円滑化事業	(添付書類なし)	
4	ふれあい保育事業	対象児童にかかる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳（愛護手帳）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・児童発達支援センター及び児童発達支援施設へ通園するための通所受給者証</li> </ul> (児童相談所の長に事業の対象になると判定された場合等も、ふれあい保育事業の対象児童となります。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察（初診）情報連絡票</li> <li>・診断書（下記のすべての条件を満たすもの）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師名及び診断年月日の記載があるもの。</li> <li>○診断年月日から2年以内であるもの</li> <li>○療育や個別（特別）の支援が必要であることが記載されているもの</li> </ul> </li> </ul> ※上記以外の書類の場合は、個別にご相談ください。	

17

17ページから18ページまでは特別保育事業についてです。

医療的ケア児保育支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業の確認書類については、4月から実施の場合は3月末まで、5月以降実施の場合は随時提出してください。

### 3 特別保育事業について（つづき）

#### （2）延長保育促進事業、一時預かり事業、保育所等地域活動事業

事業名	確認書類	提出時期
5 延長保育促進事業	運営規程（施設の開所・閉所時間、短時間・標準時間の延長保育の実施時間が確認できる部分）	実施調書提出時
6 一時預かり事業	（添付書類なし）	
7 保育所等地域活動事業	年間行事予定表	実施調書提出時

#### ◆ 一時預かり事業（余裕活用型）について

令和8年度より一時預かり事業（余裕活用型）を実施します。

項目	内容
対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児
事業実施方法	在園児数が利用定員数を満たない場合、空き定員数の枠内で一時預かりを実施
職員配置・設備基準	施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を満たすこと
補助基準額 (R7国単価)	児童1人あたり日額 2,600円

18

延長保育促進事業、一時預かり事業、保育所等地域活動事業の確認書類については、記載のとおりです。

令和8年度より、一時預かり事業（余裕活用型）を実施します。

一時預かり事業（余裕活用型）を実施する場合は、一時預かり事業の開始届をご提出ください。制度概要は記載のとおりです。

なお、特別保育事業を実施する場合の事業申請・事業承認については、令和7年度から廃止しましたので不要です。

## 4 認可・認定・確認事項等の変更に伴う手続きについて

### (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の変更について

- ・年度途中の利用定員変更が可能です。
- ・3号認定のうち、0歳及び1、2歳の内訳が変わるだけの場合は利用定員変更の申請・届出は不要ですが、青森市子ども・子育て支援事業計画に影響がありますので、任意の様式で報告してください。

#### <注意点>

- ・利用定員の減少に係る届出は、**変更日の3か月前まで**に提出してください。
- ・利用定員の増加申請に提出期限はありませんが、審査に数週間から1か月程度の時間を要するため、余裕を持って提出してください。
- ・1号、2号、3号の号ごとに、変更日時点の入所（見込）者数を下回る利用定員を設定することはできません。
- ・利用定員合計に変更がなくとも、1号、2号、3号の号ごとに、利用定員の増減がある場合は、申請・届出が必要です。
- ・入所者数と利用定員数が恒常的に乖離している等、利用定員設定が実態にそぐわない場合、委託料・給付費の減算や単価の低下に繋がりますのでご注意ください。

**※ 令和7年度から定員超過減算の期間が2年度間に見直されました ※**

#### <利用定員変更に関連する変更事項について>

- ・利用定員を変更する場合は、利用定員の記載がある「運営規程」、「園則」、「重要事項説明書」等の変更も必要です。
- 「運営規程」及び「園則」を変更した場合、市に**変更届の提出が必要**となります。

**利用定員は入所児童の現状に即した適切な設定をお願いします！**

19

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認に係る利用定員は、年度途中の変更が可能です。

利用定員の減少については、変更日の3か月前までの届出が必要です。

利用定員の増加については、提出期限はありませんが、事前に審査がありますので、余裕をもって提出してください。

また、実態にそぐわない定員設定としている場合、委託料や給付費の減算や単価の低下に繋がることがあります。

御承知の通り、令和7年度から定員超過減算の期間が2年度間に見直されました。利用定員については、入所児童の現状に即した適切な設定をお願いします。

## 4 認可・認定・確認事項等の変更に伴う手続きについて (つづき)

### (2) その他の認可・確認事項の変更について

利用定員の変更のほか、以下の事項に変更があった場合も、届出等が必要となります。

- 提出書類等の手続きの内容は、施設類型や変更内容により異なります。  
青森市のホームページに様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

[https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo\\_kovou/jigyosha/1004937/1004972.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_kovou/jigyosha/1004937/1004972.html)

#### <注意点>

内容によっては、変更の前に手続きが必要となるものがありますので、手続きが漏れることがないようご注意ください。

<参考：変更に伴い手続きが必要となる項目（例示）>

項目	変更内容	提出時期
施設・法人	名称変更、住所変更	変更する内容により異なる
職員	園長・施設管理者、理事長・代表者、役員（法人の理事・監事）	
運営規程	職員の役職・人数、開園日・時間等、実費徴収の内容・金額、利用定員など、運営規程に規定する内容	
不動産 （土地・建物）	土地・建物の取得、園舎の増改築、 <b>部屋割りの変更</b>	
利用定員	定員の増加	増加する前
	定員の減少	減少の3か月前まで

20

利用定員以外にも、認可・認定事項、確認を受けた事項に変更がある場合は、届出等が必要です。

部屋割りの変更(乳児室と保育室を入れ替える場合など)についても、事前に認可事項の変更届の提出が必要です。

様式や必要書類の一覧は青森市ホームページで公開しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

## 5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### （1）令和8年度の制度概要について

令和7年度は、市の認可を受けて乳児等通園支援事業を実施（補助事業）

令和8年度は、認可に加え市の確認を受けて特定乳児等通園支援を実施（給付制度）

#### ＜令和8年度の制度概要＞

事項	令和7年度（補助事業）	令和8年度（給付制度）
対象となるこども	青森市に在住する0歳6か月～満3歳未満の保育所等（※）に入所していないこども （※）保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所 （企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通うこどもは対象）	0歳6か月～満3歳未満の保育所等（※）に入所していないこども（ <b>広域利用可</b> ） （※）保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所 （企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通うこどもは対象）
実施施設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設 （開所日、開所時間、利用定員、給食提供は施設で設定）	変更なし
利用時間	こども1人あたり月10時間を上限 ・当月分で余った利用時間を翌月に繰り越すこと、翌月分を繰り上げての利用は不可 ・1時間単位での利用とし、1時間未満の利用は1時間とみなす	変更なし
利用料金	こども一人1時間当たり300円程度を標準とし、各乳児等通園支援事業所において設定した額を利用者負担とすることができる	利用料金については変更なし <b>給食・食材費、通園バス代、文房具代等の実費、事業所の取組に要する額の徴収可</b>

21

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてです。

令和7年度は補助事業として実施していましたが、令和8年度からは給付制度として実施します。

令和8年度の制度概要のうち、「対象となるこども」、「実施施設」、「利用時間」、「利用料金」については、表の右側に記載のとおりです。

## 5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について （つづき）

＜令和8年度の制度概要＞

事項	令和7年度（補助事業）	令和8年度（給付制度）
事業実施方法	一般型： 利用定員を設定し専従職員を配置して実施 余裕活用型： 在園児数が利用定員を満たしていない場合、 空き定員数の範囲内で実施	変更なし <b>※余裕活用型は、0～2歳児の在園児数・利用定員で判定することに注意</b>
職員配置・設備基準	一般型： 一時預かり事業と同様の基準を満たすこと ※子育て支援員1名の配置可能 余裕活用型： 施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を満たすこと	変更なし
こどもの確認方法（申込）	子育て支援課窓口を利用認定申請書を提出	<b>こども誰でも通園制度総合支援システムを活用し「乳児等支援給付認定」の申請</b>
利用申込等	利用者が直接施設へ利用予約	<b>こども誰でも通園制度総合支援システムを活用し利用申込等を行う</b> <b>・こどもの情報登録(アレルギー等)</b> <b>・利用施設の検索、選定、事前面談申込、利用予約、キャンセル</b>

22

令和8年度の制度概要のうち、「事業実施方法」、「職員配置・設備基準」、「こどもの確認方法（申込）」、「利用申込等」については、表の右側に記載のとおりです。

## 5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について （つづき）

### （2）令和8年度の公定価格について

項目	令和7年度（補助事業） 補助基準額	令和8年度（給付制度） 公定価格
基本分 （こども1人あたり1時間）	0歳児1,300円 1歳児1,100円 2歳児900円	・ <b>0歳児1,700円</b> ・ <b>1・2歳児1,400円</b>
加算分 （こども1人あたり1時間）	・障がい児受入加算400円 ・医療的ケア児受入加算2,400円	・ <b>障がい児加算600円</b> ・ <b>医療的ケア児加算2,600円</b>
生活困窮家庭 等負担軽減加算 （こども1人あたり1時間）	・生活保護受給世帯300円 ・市町村民税非課税世帯240円 ・市町村民税所得割額合算額77,101円 未滿世帯210円	・生活保護受給世帯300円 <b>上限</b> ・ <b>市町村民税所得割額合算額77,101円</b> <b>未滿世帯 200円上限</b>
その他	—	・ <b>初回対応加算（1回あたり）</b> <b>0歳児1,700円 1・2歳児1,400円</b> ・ <b>賃借料加算（賃貸借契約額が上限）</b> <b>1時間あたり200円</b> ・ <b>保護者支援面談加算</b> <b>1回あたり1,400円</b>

令和8年度の公定価格については、表の右側に記載のとおりです。

## 5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について （つづき）

### （3）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について

○特定乳児等通園支援事業者として、市から給付費の支払を受けるに当たり、市の条例で定める基準を満たす（市の確認を受ける）必要がある。

＜特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の主な項目＞

項目	主な内容
面談	支援の提供開始前に、保護者と面談（オンライン可）を行い、子ども及び保護者の心身の状況等を把握しなければならない。面談に当たっては、重要事項を記載した文書を交付・説明し、保護者の同意を得なければならない。
特定教育・保育施設等との連携	教育・保育施設等との円滑な接続のため、教育・保育施設等との連携に努めなければならない。（乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設間での情報共有体制、幼稚園における満3歳児クラスの活用促進）
支払	支援に係る費用の他、保護者から文書等による同意を得た上で、食費等の実費の支払を受けることができる。
運営規程	運営に関する重要事項を定めた規程を定め、保護者に周知しなければならない。
勤務体制の確保等	事業所ごとに職員の勤務体制を定めるとともに、職員の研修の機会を確保しなければならない。
利用定員の遵守	1時間当たりの利用定員を超えて支援の提供を行ってはならない。
虐待等の禁止	職員は、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生防止の指針、体制を整備し、職員に対する研修等を定期的に行わなければならない。事故発生時は市や家族に連絡し、事故の状況やとった措置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償しなければならない。
会計の区分	事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 ※社会福祉法人はサービス区分の新設が必要。
記録の整備等	事業所の職員等に関する諸記録を整備し、支援の提供に関する記録等は5年間保存しなければならない。

24

令和8年度から給付制度となるに伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者は、市から事業認可を受けるほか、特定乳児等通園支援事業者として、市から給付費の支払を受けるに当たり、市の条例で定める基準を満たす（市の確認を受ける）必要があります。  
詳細については、条例制定後に改めてお知らせします。

## 6 医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインについて

### (1) 医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインについて

医療的ケア児の保育所等での円滑な受け入れのため、「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定しています。  
医療的ケア児の利用相談や受け入れまでの流れ、受け入れ後の対応などについて、このガイドラインを活用いただくようお願いします。

### (2) 概要

項目		内容	
第1	保育所等で実施する医療的ケアの基本的事項	1. 医療的ケアの定義 2. 医療的ケアの対応者と内容	3. 対象児童 4. 対象施設
第2	医療的ケア児の受け入れまでの流れ	1. 全体的な流れ 2. 利用相談から利用開始までの対応 ①利用相談 ②医療的ケア実施申請 ③保育所等の見学・面談等 ④医療的ケア実施に係る受け入れ可能性の検討 ⑤利用申込み ⑥利用調整(2・3号認定子どもの場合)	⑦実施指示書の作成 ⑧保育所等での面談 ⑨利用決定 ⑩利用開始 ⑪利用日及び利用時間 ⑫慣らし保育について
第3	保育所等での受け入れについて	1. 医療的ケア児の保育の実施 2. 医療的ケアを安全に実施するための体制	3. 緊急時及び災害時の対応
第4	保護者の了承事項等	1. 保育所等の利用日及び利用時間 2. 医療的ケアの実施について 3. 慣らし保育について	4. 体調管理及び保育の利用中止等 5. 緊急時及び災害時の対応等 6. 情報の共有等 7. その他
第5	医療的ケア実施の継続について	1. 医療的ケア実施の継続の確認 2. 医療的ケアの内容及び実施体制の変更	3. 保育所等における医療的ケア実施の継続が困難な場合の対応
第6	関係機関との連携	各関係機関との連携事項等	

25

医療的ケア児の保育所等での円滑な受け入れのため、「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定しています。

医療的ケア児の利用相談や受け入れまでの流れ、受け入れ後の対応などについては、このガイドラインをご活用ください。

ガイドラインや様式は、市ホームページでご確認ください。

## 7 その他の運営事項について

### (1) 事故防止及び事故発生時の対応について

#### ○事故発生の防止

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における事故の発生又は再発の防止のため、下記の措置を講じてください。

- ・事故が発生した場合の対応等を記載した事故発生の防止のための指針の整備
- ・事故が発生した場合等に、それが報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
- ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと

#### ○事故が発生した場合の対応

事故が発生した場合は、下記の対応を取ってください。

- ・速やかに市、子どもの家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じること
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

※事故が発生した場合の市への報告については、次ページをご確認ください。

報告対象となる重大事故は次ページ「報告対象範囲」のとおりです。

※事故発生の防止及び事故発生時の対応については、国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のガイドライン」等も参照してください。

(URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における事故発生の防止のための指針の整備等を行ってください。

事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡するなど、必要な措置を講じてください。

国のガイドライン等も参照し、事故発生の防止に努めてください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

事故が発生した場合、市（子育て支援課）への報告が必要です。

また、社会福祉施設等において**感染症・食中毒が発生した場合も、市（子育て支援課）への報告が必要**となりますので、併せてお知らせします。

	事故報告	感染症等報告
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）</li> <li>・特定地域型保育事業</li> <li>・延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業 等</li> </ul>	
報告対象	重大事故（令和6年1月1日以降報告分） ①死亡事故 ②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ③治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合 ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合
報告期限	第1報：原則事故発生当日（遅くとも翌日） 第2報：原則1か月以内程度	報告対象となる場合に該当した日から、該当しなくなるまで毎日
報告様式	市ホームページに掲載 <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004937/1004971.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004937/1004971.html</a>	

事故報告及び感染症報告は、事由が発生し次第速やかにご提出ください。事故報告の様式は、市ホームページでご確認ください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （2）保育士登録証の変更手続きの徹底



注意

保育士が結婚等により**氏名や本籍地都道府県等の変更があった場合、保育士登録証の書換えが必要**です。

※書換え後の新しい保育士証が交付され次第、写しを市（子育て支援課）に御提出ください。

#### 1 保育士登録証の記載事項

- ①氏名（※令和2年6月15日から「旧姓及び通称名の併記」が可能となっています。）
- ②生年月日
- ③登録番号及び登録年月日
- ④本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ⑤指定保育士養成施設の卒業者又は保育士試験の合格者のいずれに該当するかの別及びその年月



#### 2 書換えの手続

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページ参照。  
（交付は1～2か月後となります。新しい保育士証が交付されしだい、子育て支援課に写しを提出してください。）

#### 《参考》根拠法令

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

- ② 前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事実を証する書類及び登録証を添え、これを登録を行った都道府県知事に提出しなければならない。

保育士の結婚等により保育士登録証の記載事項に変更が生じた場合は、保育士証の書換えが必要です。

書換え後の新しい保育士証が交付され次第、写しを子育て支援課にご提出ください。

書換えの手続きについては登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページをご参照ください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （3）ここdeサーチについて

施設の情報について、ここdeサーチを活用し、公表・毎年度更新いただいておりますが、令和7年度（令和6年度決算）からは、ここdeサーチを活用し、経営情報の報告・公表も必要となりました。

毎年度、決算から5か月以内（3月決算の場合は8月末まで）に、経営情報の報告を行ってください。

**※経営情報の報告を行わない場合、令和8年7月以降、委託費・給付費が減算される予定です。**

#### 【経営情報の報告・公開について】

##### ○報告項目

- ・施設等の収益及び費用に関する事項
- ・施設等の職員の人員数に関する事項
- ・施設等の職員の給与等に関する事項 等

##### ○情報公開項目

- ・施設等の収益に対する人件費の割合
- ・施設等の職員の職種別人員数
- ・施設等の職員に係る標準的な給与体系 等

#### 【ここdeサーチについて】

- ・利用者の選択に資する教育・保育施設を検索・閲覧できるシステムです。
- ・掲載されている施設・事業所の情報に変更があった場合は、事業者の皆様システムで情報更新していただく必要があります。（利用定員など、事業者が更新できない一部の情報は市が更新します。）掲載情報に変更がない場合も、年に1回は更新作業が必要です（内容を確認しボタンを押すだけ）。
- ・ここdeサーチに掲載されている施設・事業所の情報が最新の内容になっているか確認いただき、修正が必要な場合は、システムで修正をお願いします。

ここdeサーチURL：<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

29

施設の情報について、ここdeサーチを活用し、公表・毎年度更新いただいておりますが、令和7年度からは、ここdeサーチを活用し、経営情報の報告・公開も必要となりました。

毎年度、決算から5か月以内（3月決算の場合は8月末まで）に、経営情報の報告を行ってください。

なお、経営情報の報告を行っていない場合、令和8年7月以降、委託費・給付費が減算される予定ですのでご注意ください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （4）保育所等の職員による虐待の防止等について

児童福祉法等の改正により、令和7年10月から、保育所等の職員による虐待について、下記の規定等が新設されました。

青森市内の保育所等の職員による虐待については、子育て支援課にお知らせいただけますので、子育て支援課の電話番号等の情報を掲示等により職員や保護者に周知をお願いします。

#### 1 保育所等の職員による虐待を発見した者の市町村又は都道府県への通告義務

【内容】 保育所等の職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村又は都道府県に通告する必要があります。

【対象施設・事業】 保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業 等

#### 【青森市内の保育所等の職員による虐待に関する通告先】

青森市こども未来部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）  
電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

#### 2 市町村又は都道府県の児童福祉審議会等への報告義務

【内容】 市町村又は都道府県は、虐待に関する通告を受け、事実確認を行った場合は、児童福祉審議会等に報告する必要があります。

#### 【審議会への報告内容】

- ①施設・事業所の名称、所在地及び種別
- ②虐待を受けた児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- ③虐待の種別、内容及び発生要因
- ④虐待を行った職員の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村又は都道府県が講じた措置の内容
- ⑥施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

30

保育所等の職員による虐待の防止等についてです。

令和7年10月から、保育所等の職員による虐待を発見した者の市町村等への通告義務が新設されました。

青森市内の保育所等の職員による虐待の通告先は子育て支援課になりますので、施設内への掲示等により職員や保護者に対する周知をお願いします。

また、通告を受けた市町村等は、通報に係る施設・事業所名や虐待を行った職員の氏名等を見守り審議会に報告することとなりました。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （4）保育所等の職員による虐待の防止等について

○保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

#### 概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

#### 概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき。**
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。**
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

国ガイドラインURL：

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908\\_policies\\_hoiku\\_153.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf)

31

令和7年8月に改訂された国の「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の概要です。

対象施設は保育所、地域型保育事業所（小規模保育事業等）、認可外保育施設、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、幼稚園です。

職員による「虐待（①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待）」の防止等に向け、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返りなど、保育所等における対応が整理されています。

ガイドライン本文を確認し、虐待の防止等に努めてください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （5）子ども性暴力防止法の施行について

令和8年12月25日より「子ども性暴力防止法」が施行されます。  
施行後は、保育所、認定子ども園、小規模保育事業所、幼稚園の設置者は、以下の3点が義務化となります。

- ①法律施行後、対象事業者は従業者に性犯罪前科の有無を確認することが求められます。
- ②性犯罪前科が確認された場合には、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
- ③法律施行前から採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認してください。

詳しくは子ども家庭庁HPの説明会動画、ガイドライン等をご確認ください。

チェック！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline>



令和8年12月25日から義務化

※既存の「保育士特定登録取消者管理システム」、「特定免許状失効者管理システム」とは別の制度です。

子ども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されます。

施行後は、保育所、認定子ども園、小規模保育事業所、幼稚園の設置者は、記載の3点が義務化となります。

詳しくは子ども家庭庁のホームページ等をご確認ください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （5）こども性暴力防止法の施行について（つづき）

#### ○対象事業者について

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。  
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。



33

制度の対象は、義務対象と認定対象に分かれています。保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園は義務対象になります。

義務対象の事業所は、次スライド以降の内容の実施が義務となります。

義務対象事業所・認定対象事業所どちらも、こまもろうマークの表示は義務ではありませんが、こどもや保護者から確認できるように施設の入り口や受付、ウェブサイト、募集広告、求人広告などに表示できるようになります。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （5）こども性暴力防止法の施行について（つづき）

○事業者の皆さまへお願いすること

#### いまから着手が必要なこと

##### 就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。



##### 従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



#### 施行までに対応が必要なこと※3

##### 法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



##### GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

34

事業者の皆様へ対応をお願いしたいことは、大きく分けて2つあります。1つ目は、今から着手が必要なこととして、就業規則や事業所環境を整備することや、従業者へ性犯罪前科の確認や研修受講について、周知してください。

2つ目は、法律施行までに対応が必要なこととして、こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討、手続のためのGビズIDの事前取得を行ってください。

制度の開始後、性犯罪前科があると確認された場合や戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪歴前科の確認ができない職員はこどもに接する業務に就くことができません。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （5）こども性暴力防止法の施行について（つづき）

#### ○性犯罪歴事務確認のフロー

（現時点でのイメージ）

こどもみんな  
こども家庭庁

##### 犯罪事実確認書交付フロー1（犯罪なしの場合）

- 性犯罪歴確認の申請は対象事業者が行うこととするが、申請には本人（従事予定者）が関与することとする。
- その上で、対象事業者に対して、情報の適正管理義務や、一定期間経過後の情報消去義務を課す（情報の不正目的提供等について、罰則を設ける）。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成・申請事業者に交付

##### 犯罪事実確認書交付フロー2（犯罪ありの場合）

- 本人（従事予定者）に回答内容を事前に通知し、本人は訂正請求可能とする。
- 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請が却下され、手続終了（犯罪事実確認書不交付）。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁は、まず本人に対し、回答内容を事前に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は交付されない。
  - ⑤-1 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請却下（犯罪事実確認書の交付なし）
  - ⑤-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、対象の性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付

今後の通知により修正の可能性あり



確認の流れについてです。現在、こども家庭庁でシステムを設計中とのことですが、事業者はGビズIDを作成し、システムのアカントを作成することとなります。また、従業者においてもマイナンバーカード等による本人認証を行い、アカントを作成することが必要となります。犯罪事実確認書の交付は直接こども家庭庁のシステムで行うこととされています。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

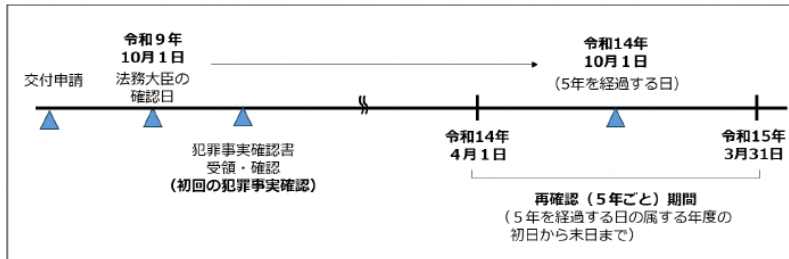
### （5）こども性暴力防止法の施行について（つづき）

#### ○犯罪事実確認の期限について

図表 36 教員等の犯罪事実確認の期限

教員等の区分	犯罪事実確認の期限
① 教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第4条第1項）
② 施行時現職者	施行日から起算して3年を経過する日（令和11年12月24日）まで（法第4条第3項、令第4条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教員等であって、確認日（※3）の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第4条第4項）（※4）

図表 37 5年ごとの再確認の期間の例



義務対象の事業者の犯罪事実確認の期限についてです。対象となる職種に従事する方はその業務を行うまでに確認を行うことが必要です。法律施行時に現職で従事されている方については、施行日から起算して3年を経過する日までに確認してください。また、1度確認を行った方については、その確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに再確認が必要です。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （5）こども性暴力防止法の施行について（つづき）

#### ○犯罪事実確認の期限について（つづき）

図表 38 教育保育等従事者の犯罪事実確認の期限

教育保育等従事者の区分	犯罪事実確認の期限
① 認定等に係る教育保育等従事者としてその本来の業務に従事させようとする者（認定時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第26条第1項）
② 認定時現職者	認定等の日から起算して1年を経過する日まで（法第26条第3項、令第6条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教育保育等従事者であって、確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第26条第6項）（※3）

- そ ・こども家庭庁へ定期報告及び帳簿の作成（R10～）  
の ・犯罪事実確認等の管理責任者の設置  
他 ・情報管理規定を策定しこども家庭庁へ提出

認定対象の事業者の犯罪事実確認の期限についてです。1つ前のスライドと同様の扱いとなります。

犯罪事実確認のほかにも、システムを用いてこども家庭庁へ定期報告及び帳簿の作成、犯罪事実確認等の管理責任者の設置、情報管理規定を策定し、システムを用いてこども家庭庁へ提出などが求められます。

具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続き方法や必要な様式等は別途マニュアルにおいて示すとのことです。

今後、詳細の通知等が発出された際には皆様にメールで周知いたします。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （6）教育・保育の提供にかかる重要事項の明示について

- 教育・保育の提供に当たっては、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」や、国の「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、下記事項を遵守いただく必要がありますので、適切な対応にご留意ください。  
（令和7年6月2日付け子育て支援課長通知）

#### 1 特定教育・保育施設

特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、

- ・提供する教育・保育の内容等を定めた運営規定の概要
- ・職員の勤務体制
- ・支払が必要な費用に関する事項

など、保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付し説明を行ったうえで（明示したうえで）、教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得ること。

#### 2 認可外保育施設

- ・利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと（明示すること）
- ・利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること

38

教育・保育の提供にかかる重要事項の明示についてです。

教育・保育の提供に当たっては、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」や、国の「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、

- ・特定教育・保育施設にあっては、教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付し説明を行ったうえで（明示したうえで）、教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得ること、
  - ・認可外保育施設にあっては、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと（明示すること）
- について、遵守いただく必要がありますので、適切な対応にご留意ください。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### （7）地震発生時等の被害報告等について

○原則、震度5弱以上の地震が発生した場合などに、各施設から子育て支援課に報告をお願いします。

＜被害報告書により報告する基準＞

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・気象の特別警報が発表された場合
- ・その他子育て支援課が被害状況の報告を求めた場合

○報告方法は、令和7年12月15日付けで子育て支援課からメール送付した「被害報告書」に必要事項を記入し、メールまたはFAXで子育て支援課宛て送ってください。

＜被害報告書の主な内容＞

- ・被害状況（児童、職員、施設設備、ライフライン）
- ・自園保育の可否

○臨時休園（閉園）の対応について、原則的には建物やライフラインの被害状況等に応じて、児童と職員の安全を第一優先した判断が求められるものです。

法的には、保育所は市町村が、保育所以外（認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設）は設置者（園長）が臨時休園を判断することとなっています。

しかしながら、まずは現場にて被害状況等を確認したうえで臨時休園の判断をしていただき、落ち着いてから子育て支援課に報告いただければと思います。

（保育再開（開園）についても同様）

39

地震発生時等の被害報告等についてです。

原則、震度5弱以上の地震が発生した場合などに、各施設から子育て支援課に報告をお願いします。

報告方法は、令和7年12月15日付けで子育て支援課からメール送付した被害報告書に必要事項を記入し、メールまたはFAXで子育て支援課宛てに送ってください。

臨時休園（閉園）の対応について、原則的には建物やライフラインの被害状況等に応じて、児童と職員の安全を第一優先した判断が求められるものです。

まずは、現場にて被害状況等を確認したうえで臨時休園の判断をしていただき、落ち着いてから子育て支援課に報告いただければと思います。

## 7 その他の運営事項について（つづき）

### (8) クマ、サルを目撃情報について

- 近年、クマやサルを目撃情報が相次いでいます。**  
子育て支援課では、クマやサルを目撃情報について、市環境保全課が発信する目撃情報を全施設にメール送信しています。
- クマやサルによる被害（人的・施設等）があった際は、子育て支援課にお知らせください。**
- なお、出没場所に応じて、子育て支援課から出没場所周辺の施設に電話確認することがあります。  
（被害の有無や保護者への連絡、今後の対応等について聴き取りする）
- ◆**クマやサルを目撃情報は、市環境保全課のXやフェイスブック、市ホームページで発信していますのでご利用ください。**

- ・ X <https://twitter.com/aH2g7DXDMSZ1VyD>
- ・ facebook <https://www.facebook.com/profile.php?id=100051674357992>
- ・ 市HP [https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi\\_kankyo/kankyo/1002085/1002088.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/kankyo/1002085/1002088.html)

## クマに注意！

令和7年12月2日、大矢沢字野田でクマとみられる動物の目撃情報がありました。

クマを見かけた場合、または、足あとなどを発見した場合は、ただちに下記までご連絡ください。  
なお、生ゴミなどは絶対に戸外に放置しないでください。エサとなって、クマを近くまでおびき寄せしてしまう可能性があります。

青森市のクマ情報は、下記URLもしくは右のQRコードからご確認ください。

[https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi\\_kankyo/kankyo/1002085/1002088.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/kankyo/1002085/1002088.html)



●状況  
12月2日(火) 20:30頃  
車で走行中、青森県総合学校教育センター東側の田で体長約50cmのクマとみられる動物1頭を目撃。被害なし。



(連絡先)  
青森市 環境保全課 TEL 718-0293

クマやサルを目撃情報についてです。  
近年、クマやサルを目撃情報が相次いでいます。  
子育て支援課では、クマやサルを目撃情報について、市環境保全課が発信する目撃情報を全施設にメール送信しています。  
クマやサルによる被害があった際は、子育て支援課にお知らせください。  
なお、クマやサルを目撃情報は、市環境保全課のXやフェイスブック、市ホームページで発信していますのでご利用ください。

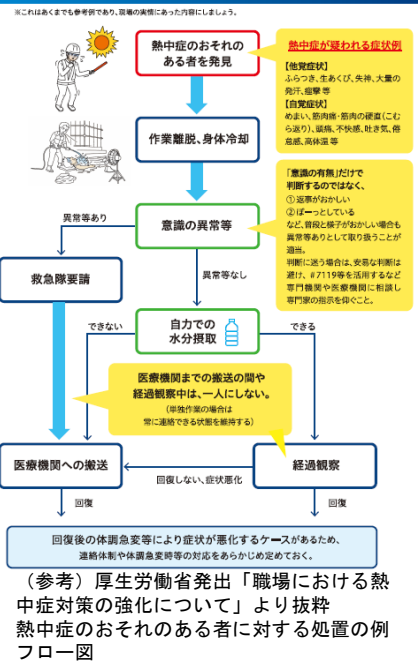
## 7 その他の運営事項について (つづき)

### (9) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

- 近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続く時期において一人ひとりに対し熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。
- 国においては、**職場での熱中症対策について**、事業者に対し、熱中症のおそれがある者を早期に発見するための体制整備等を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行い、**令和7年6月1日から施行**されました。
- 義務化の対象は、**WBGT値(暑さ指数)が28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業**とされています。
- 教育・保育施設においては、運動会や遠足、散歩、その他外遊びなどについて、義務化の対象となる環境下で一定の時間を超えることが見込まれる場合は、熱中症対策の対応が必要になります。**  
(こども家庭庁、青森県労働局に確認済み)
- 熱中症対策については、こども家庭庁ホームページ「みんなで見守り『こどもの熱中症』を防ぎましょう!」をご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

#### 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図①



熱中症予防の普及啓発・注意喚起についてです。

国においては、職場での熱中症対策について、事業者に対し、熱中症のおそれがある者を早期に発見するための体制整備等を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行い、令和7年6月1日から施行されました。

義務化の対象は、WBGT値(暑さ指数)が28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業とされています。

教育・保育施設においては、運動会や遠足、散歩、その他外遊びなどについて、義務化の対象となる環境下で一定の時間を超えることが見込まれる場合は、熱中症対策の対応が必要になります。

熱中症対策については、こども家庭庁ホームページ「みんなで見守り『こどもの熱中症』を防ぎましょう!」をご覧ください。